

表1 屋久島のあるべき利用体験ランクと整備・管理方針 ※H30 検討会で合意

1 屋久島山岳部を利用する上で求められる事項 (屋久島の山の文化に対する配慮)		屋久島の山は、現代においても山岳信仰が受け継がれている「聖地」 屋久島の自然の厳しさを認識した上で、山への畏敬の念や感謝、遠慮の心を持つての利用が求められる						
2 利用体験ランク		1	2	3	4	5	備考・留意点	
		都市的			原生的			
3 想定される利用体験の質		屋久島山岳部の自然にふれあう探勝ルート	屋久島山岳部の自然を楽しむトレッキングルート	屋久島山岳部の自然を体感できる登山道	屋久島山岳部の原生的な自然を体感できる登山道	屋久島山岳部の原生的かつ荘厳な自然を深く体感できる登山道		
		・バスやレンタカー等で容易にアクセスでき、行程は半日未満の一般観光客向けルート。 ・木道や階段が整備され、川には橋があるなど、安全性・快適性に配慮された探勝ルートで、屋久島の自然とふれあえる。	・バスやレンタカー等で容易にアクセスでき、行程は日帰り(半日～一日)の登山初心者向けルート。 ・木道や階段が適所に設置され、川には橋があるなど、快適性が優先されたトレッキングルートで、屋久島の自然を楽しめる。	・舗装路または未舗装路での車両を用いたアクセスが基本となり、行程は日帰り(一日)の登山経験者向けルート。 ・快適性よりも自然の雰囲気・保持が優先された登山道で、屋久島の自然を体感できる。 ・危険箇所・小規模の木道や階段が設置されるが、渡渉が必要な場合があり、悪天候時には行程変更の判断が求められるなど、登山者自らの一定のリスク管理と行動判断が要求される。	・未舗装路や悪路での車両を用いたアクセスが基本となり、行程は日帰り(一日)または一泊の登山経験者向けルート。 ・自然の雰囲気の保持が最優先された、人との出会いが稀な登山道で、屋久島の原生的な自然を体感できる。 ・木道や階段の整備を行わないことを基本とする。また、渡渉が必要な場合があり、ルートの誘導は必要最低限で、悪天候時には行程変更の判断が求められるなど、登山者自らのリスク管理と高度な行動判断が要求される。	・徒歩でのアクセスが基本となり、行程は一泊以上の経験豊富な登山者向けルート。 ・自然の雰囲気の保持が最優先された、ほほ人と出会わない登山道で、屋久島の原生的かつ荘厳な自然を深く体感できる。 ・木道や階段の整備を行わないことを基本とする。また、渡渉が必要な場合があり、ルートの誘導は必要最低限で、悪天候時には行程変更の判断が求められるなど、登山者自らのリスク管理と極めて高度な行動判断が要求される。		
4 利用者		一般観光客	ハイカー・登山入門者	登山者	登山者	豊富な経験を有する登山者	一般観光客: 体力や技術がそれほどない人も含む。 ハイカー・登山初心者: 一定の体力や技術が必要。	
想定される利用者								
想定される行程		半日未満	日帰り(半日～一日)	日帰り(一日)	日帰り(一日)・行程によって一泊	一泊以上		
装備(靴)		歩行に適した靴(サンダル・ハイヒール等不可)	トレッキングシューズ	トレッキングシューズ・登山靴(ある程度の防水性・足首のホールド性があるもの)	登山靴(防水性が高く、足首がホールドされるもの)	登山靴(防水性が高く、足首がホールドされるもの)		
登山装備(悪天候時や道迷い等の際の備え)		雨除け対策(登山用レインウェア)	雨除け対策(登山用レインウェア) 非常食 道迷い対策(地図・コンパスなど) ヘッドライト	一般的な登山装備(登山用レインウェア) 行程変更対策(非常食、ツェルト等) 道迷い対策(地図・コンパス・GPS) ヘッドライト 救急セット	一般的な登山装備(宿泊装備含む) 行程変更対策(非常食、エマージェンシーシート、ツェルト等) 道迷い対策(地図・コンパス・GPS) ヘッドライト 救急セット	一般的な登山装備(宿泊装備含む) 行程変更対策(非常食、エマージェンシーシート、ツェルト等) 道迷い対策(地図・コンパス・GPS) ヘッドライト 救急セット	3～5は、増水で渡渉点が濡れなくなった場合等の装備が必要。 4、5は、道迷いしてしまった場合に自分の位置を確認し、ルートに復帰するための装備が必要。	
5 想定されるリスクと対策の方針		道迷いの発生防止を最優先とした整備・管理とする。(整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮)	道迷いの発生防止を優先させた整備・管理とする。(整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮)	道迷いの発生に関して一定のリスクを伴うが、自然の雰囲気の保持を優先させた整備・管理とする。	自然の雰囲気の保持を最優先とした、道迷いの発生を防止するための必要最低限の整備・管理とする。	自然の雰囲気の保持を最優先とした、道迷いの発生を防止するための必要最低限の整備・管理とする。		
路面状況による転倒などのケガ		転倒の発生等の防止を最優先とした整備・管理とする。(整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮)	自然の雰囲気の保持よりも、転倒の発生等の防止を優先させた整備・管理とする。(整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮)	転倒の発生等に関して一定のリスクを伴うが、自然の雰囲気の保持を優先させた整備・管理とする。	自然の雰囲気の保持を最優先とした、転倒の発生等を防止するための必要最低限の整備・管理とする。	転倒の発生等の防止に関する整備を行わないことを基本とし、必要最低限の管理とする。		
荒天時のリスク(渡渉点の増水・大雨や霧による視界不良などによる行程変更)		荒天時にも安全に避難・待機することが可能な整備・管理を行う。	必要に応じて、荒天時にも避難・待機することが可能な整備・管理を行う。	利用者自らの能力・装備・経験による対応を基本とし、既存の避難小屋や一部の休憩スペース以外に荒天時のリスクに対する整備は行わず、管理は必要最低限とする。	利用者自らの能力・装備・経験による対応を基本とし、既存の避難小屋以外に荒天時のリスクに対する整備は行わず、管理は必要最低限とする。	利用者自らの能力・装備・経験による対応を基本とし、既存の避難小屋以外に荒天時のリスクに対する整備は行わず、管理は必要最低限とする。		
6 利用の頻度・利用の容易さ		人との出会い(繁忙期を除く)	常に人に出会い、時に渋滞が起きる。数十名の団体利用も想定される。	しばしば人に出会う。	時々(1時間に数回程度)人に出会う。	稀に(1日に数回程度)人に出会う。	1日の行程で、ほとんど人と出会わない。	普通の平日を想定。
アクセス		バス・レンタカー等で容易に到着できる。	バス・レンタカー等で容易に到着できる。	舗装路を利用して、車両で到着できる。場所によっては、未舗装路利用の場合もある。	未舗装路・悪路を利用して車両で到達する。場所によっては徒歩でのみ到達可能な場合もある。	徒歩での到達を基本とする。場所によっては未舗装路・悪路を利用して車両で到達可能な場合もある。		
7 環境		自然らしさ(人工物の状況)	安全性・快適性のため、人工的な構造物が頻りに設置されている環境	安全性・快適性のため、人工的な構造物が適所に設置されている環境	人工物がほとんど無い、原生的な自然を感じられる環境	人工物がほとんど無い、原生的な自然を感じられる環境	人工物がほとんど無い、原生的な自然を感じられる環境	
音		人工音(自動車の走行音等)が聞こえる場合がある。	人工音(自動車の走行音等)が聞こえる場合がある。	人工音(自動車の走行音等)が聞こえる場合がある。	静かで、ほぼ自然音のみが聞こえる。	静かで、ほぼ自然音のみが聞こえる。		
8 施設		道の歩きやすさ(路面・木道の整備)	ぬかるんでいる場所、木の根や石で滑りやすい場所、傾斜がある場所等には、歩きやすいよう木道・階段等を設置する。	地面を歩くことを基本とするが、木の根・石・斜面などの滑りやすい場所には、必要に応じて木道・階段を設置する。	地面を歩くことを基本とし、特に滑りやすい部分や急傾斜等には必要に応じて小規模な木道を設置する。	路面の整備、木道の設置を行わないことを基本とする。	路面の整備、木道の設置を行わないことを基本とする。	・設置した木道等は適切に保全・補修等を行う。 ・登山道荒廃対策や植生の保護を目的とした木道については、ランクによらず適切に設置する。 ・整備の程度はランク・状況により検討が必要となる。
橋・渡渉点の対応		渡渉しなくてよいように、橋等を設置する。	・渡渉しなくてよいように、必要に応じて簡易な橋を設置する。 ・橋を設置しない場合、渡渉点が増水した際は管理者の判断で利用を制限することがある。	必要に応じて、必要に応じて簡易な橋を設置する。 ・渡渉しなくてよいように、必要に応じて簡易な橋を設置する。 ・橋を設置しない場合、渡渉点が増水した際は管理者の判断で利用を制限することがある。	対策を行わないことを基本とし、渡渉が必要な場合がある。(渡渉の可否について利用者自らが判断することを基本とする)	対策を行わないことを基本とし、渡渉が必要な場合がある。(渡渉の可否について利用者自らが判断することを基本とする)	対策を行わないことを基本とし、渡渉が必要な場合がある。(渡渉の可否について利用者自らが判断することを基本とする)	
ロープが必要な登坂・岩登り箇所の対応		必要な箇所に階段等を設置する。	必要な箇所に階段やはしご等を設置する。	必要な箇所にロープや鎖を設置する。	必要な箇所に最低限のロープや鎖を設置する。	必要な箇所に最低限のロープや鎖を設置する。	必要な箇所に最低限のロープや鎖を設置する。	
トイレ・携帯トイレプールの設置		出入口に男女別のトイレを設置する。距離・入込者数等の必要に応じて、区間内にも適宜トイレを設置する。(処理の方法は状況による)	出入口に男女別のトイレを設置する。距離・入込者数等の必要に応じて、区間内にも適宜携帯トイレプールの設置する。	必要に応じて、区間内の要所に携帯トイレプールの設置する。設置の際は自然の雰囲気の保持に配慮する。	区間内に必要最低限の携帯トイレプールの設置する。設置の際は自然の雰囲気の保持に配慮する。	トイレ・携帯トイレプールの設置しない。屋外での携帯トイレ使用を基本とする。		
休憩施設・ベンチ		雨除け可能な東屋を適所に設置する。ベンチを一定間隔で設置する。	ベンチ・休憩スペースを適所に設置する。必要に応じて雨除け可能な東屋の設置する。	必要に応じて最低限の休憩スペースを設置する。避難小屋やその周辺のスペースを利用する。	設置しない。	設置しない。		
宿泊施設		山での宿泊の想定無し	山での宿泊の想定無し	山での宿泊の想定無し	避難小屋 避難小屋周辺でのテント泊	宿泊施設、避難小屋及びテント場は設置しない。(他ルートの避難小屋利用を想定)	緊急的にビバークする場合を除く。	
9 管理		案内(道の案内・地図等)	入口及び分岐点・立ち寄り地点の要所に設置(登山道のランクを明記して、注意喚起)	入口に設置(登山道のランクを明記して、注意喚起)	簡易なものを入口に設置(登山道のランクを明記して、注意喚起)	簡易なものを入口に設置(登山道のランクを明記して、注意喚起)		
道標		分岐点及び一定区間ごとに設置	分岐点及び一定区間ごと(頻度は中程度)に設置	分岐点及び必要に応じて区間内に最低限の設置	分岐点のみ設置	分岐点のみ設置		
規制・注意		入口に注意点を明記。全ての規制・危険箇所に設置。	入口に注意点を明記。必要に応じて規制・危険な箇所に設置。	入口に注意点を明記。必要に応じて規制・危険箇所に最低限の設置。	入口に特筆すべき注意点を明記。区間内では設置しないことを基本とするが、特に危険な箇所については、必要に応じて簡易看板等による注意喚起を行う。	入口に特筆すべき注意点を明記。区間内では設置しないことを基本とするが、特に危険な箇所については、必要に応じて目印(テープ等)による注意喚起を行う。	危険箇所明示のための目印(テープ)は、誘導目的のものと同調しないものを用いる。	
解説		優れた景観、特徴的な植物等、文化的施設等に関して、入口の案内標識等で解説する。また、上記が存在する箇所に解説板を設置する。(整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮)	優れた景観、特徴的な植物等、文化的施設等に関して、入口の案内標識等で解説する。また、上記が存在する箇所に解説板を設置する。(整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮)	特に優れた景観、特徴的な植物等、文化的施設等に関して、入口の案内標識等で解説する。また、上記が存在する主な箇所に必要最低限の解説板を設置する。(整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮)	特に優れた景観、特徴的な植物等、文化的施設等に関して、入口の案内標識等で解説する。 ※各箇所には設置しない。	特に優れた景観、特徴的な植物等、文化的施設等に関して、入口の案内標識等で解説する。 ※各箇所には設置しない。		
ルートの誘導・ルート外へ出ないようにするための規制		ルートが明瞭な状態とする。 ・不明瞭な箇所においては、橋・ロープ、木道等により歩行可能な場所が明瞭な状態とする。	ルートが明瞭な状態とする。 ・不明瞭でルート外に利用者が逸出する可能性がある区間ではロープ等によりルートが判別できる状態とする。	ルートが明瞭な区間での誘導は行わない。 ・ルートが不明瞭な区間では、必要最低限の間隔で誘導のための目印(テープ等)が設置された状態とする。	区間内のルートの誘導は行わない。 ・ルートが特に不明瞭な区間では、必要最低限の間隔で誘導のための目印(テープ等)が設置された状態とする。	区間内のルートの誘導は行わない。 ・ルートが特に不明瞭な区間では、必要最低限の間隔で誘導のための目印(テープ等)が設置された状態とする。	誘導のための目印(テープ)は、他の目的のものと同調せず、視認性が高いものを用いる。	
危険木(倒木や落枝の恐れのある木)の処理		定期的に危険木の有無を確認する。基本的に伐採又は枝落とし等の処理を行い、当該処理ができない場合には簡易看板等による注意喚起を行う。	必要に応じて簡易看板等による注意喚起を行う。	必要に応じて最低限の簡易看板等による注意喚起を行う。	対策を行わないことを基本とするが、特に危険な木については、必要に応じて簡易看板等による注意喚起を行う。	対策を行わないことを基本とし、ルートの入口での注意喚起など、必要最低限の対策に留めるものとするが、特に危険な木については、必要に応じて目印(テープ等)による注意喚起を行う。	危険木明示のための目印(テープ)は、誘導目的のものと同調しないものを用いる。	
倒木の処理		巡視時に倒木があった場合、速やかに処理する。ルート上に倒木等が無い状態を保つ。	巡視時に倒木があった場合、速やかに処理する。ルート上に倒木等が無い状態を保つ。	巡視時に状況を確認する。状況に応じて倒木の処理を行い、通行可能な状態とする。	巡視時に状況を確認する。通過できる程度の必要最低限の処理を行う。	巡視時に状況を確認する。倒木注回による植生への影響、倒木乗越え時の危険、倒木による道迷い、倒木が登山道保全に影響がある場合のみ、周辺環境への影響が出ない方法で処理を行う。	応急措置として、通行止めや迂回路とする場合もある。	
草木の刈り払い		必要に応じて定期的に行い、草木が通行の妨げとならず、快適に歩行できる状態を保つ。	必要に応じて定期的に行い、草木が通行の妨げとならず、快適に歩行できる状態を保つ。	巡視時に状況を確認する。自然の雰囲気の保持を優先しつつ、必要に応じて必要な箇所の刈り払いを行い、通行可能な状態とする。	巡視時に状況を確認する。原生的な自然の雰囲気の保持を最優先とし、必要に応じて、通過できる程度の最低限の刈り払いとする。	巡視時に状況を確認する。原生的な自然の雰囲気の保持を最優先とし、必要に応じて、通過できる程度の最低限の管理とする。		
巡視の頻度		1日に1回程度実施	1週間に1回程度実施	1ヶ月に1回程度実施	年に1～2回程度実施	年に1回程度実施		

【ランクを問わず必要な留意点】

※1 利用体験ランクの設定は無雪期で荒天時を除いた天候での利用時を想定しており、降雪期・積雪期や荒天時には利用に伴うリスク(渡渉点の増水や視界不良、転倒のリスク等)が想定より高くなることに留意が必要である。

※2 ランクを問わずヒルによる咬傷の可能性があるため、利用者に適切な対処をするように推奨する。